

福岡県医発第1916号(地)
平成20年 1月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「麻しんに関する特定感染症予防指針」が12月28日に公布された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」においては、予防接種の推進を図るための指針を定めなければならない疾病に麻しんが追加されるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」においては、特定感染症予防指針を作成し公表するし疾病に麻しんが追加され、あわせて、医師が診察したときに都道府県知事に届出なければならない5類感染症に麻しん及び風しんが追加されています。

また、「麻しんに関する特定感染症予防指針」においては、平成19年に麻しんが大流行したことを受け、麻しん対策の更なる強化が求められていることから、平成24年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標として、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策についての新たな方向性が示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



(地Ⅲ 2 4 3)

平成20年1月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「麻しんに関する特定感染症予防指針」が12月28日に公布され、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」においては、予防接種の推進を図るための指針を定めなければならない疾病に麻しんが追加されるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」においては、特定感染症予防指針を作成し公表する疾病に麻しんが追加され、あわせて、医師が診察したときに都道府県知事に届け出なければならない5類感染症に麻しん及び風しんが追加されています。

また、「麻しんに関する特定感染症予防指針」においては、平成19年に麻しんが大流行したことを受け、麻しん対策の更なる強化が求められていることから、平成24年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標として、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策についての新たな方向性が示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成19年12月28日

(社) 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

平素より厚生労働行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

本日(12月28日)、風しん及び麻しん対策の更なる充実のために、予防接種法施行規則の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第158号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第159号)及び麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第442号)が公布されました。このことを踏まえ、別添(写)のとおり、関係機関等への周知の依頼並びに、当該省令及び告示の概要について各都道府県等衛生主管部(局)長あて通知したところです。

貴法人におかれましても、当該省令及び告示についてご理解の上、貴所属会員各位及び関係方面に周知していただき、医師の届出等の円滑な実施のために関係者の協力が得られるよう特段のご配慮をお願いいたします。



健感発第1228001号
平成19年12月28日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第158号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第159号）及び麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）が12月28日に公布され、予防接種法施行規則の一部を改正する省令については公布の日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令については公布の日に行われる一部を除き平成20年1月1日から、麻しんに関する特定感染症予防指針については同日から、それぞれ施行されることである。今回の改正等の概要は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

第1 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の改正の概要

1 改正の概要

麻しんについて、特に総合的に予防接種を推進する必要があることから、指針を定める疾病に麻しんを追加するものであること。

ただし、当該指針については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第20条第3項の規定に基づき、第3の麻しんに関する特定感染症予防指針と一体のものとして定めたところである。

2 施行期日

公布の日から施行するものとしたこと。

第2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正の概要

1 改正の概要

(1) 麻しんに関する特定感染症予防指針の作成

麻しんについて、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があること

とから、指針を作成し、公表する疾病に麻しんを追加するものであること。

(2) 風しん及び麻しんに関する医師の届出

風しん及び麻しんについて、医師が診察したときに都道府県知事に届け出なければならない5類感染症に、風しん及び麻しんを追加するものであること。

これに伴い、指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出なければならない5類感染症から風しん、麻しん（成人麻しんを除く。）及び成人麻しんを除くものであること。

2 施行期日

平成20年1月1日からするものとしたこと。ただし、(1)については、公布の日から施行する。

第3 麻しんに関する特定感染症予防指針の概要

1 改正の概要

(1) 前文

- ① 我が国においては、昭和51年6月から予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の対象疾病に麻しんを位置づけ、積極的に接種勧奨等を行うことにより、麻しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきたところであるが、平成19年に10代及び20代を中心とした年齢層で麻しんが大流行したことを受け、麻しん対策の更なる強化が求められていること。
- ② 本指針は、このような状況を受け、平成24年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標とし、そのために、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策についての新たな方向性を示したものであること。

(2) 目標

平成24年度までに麻しんの排除（国外で感染した者が国内で発症する場合を除き、麻しんの診断例が1年間に人口100万人当たり1例未満であり、かつ、ウイルスの伝播が継続しない状態にあることをいう。）を達成し、かつ、その後も麻しんの排除の状態を維持することを目標とすること。

(3) 原因の究明

- ① 麻しんについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく医師による届出の対象とし、全数報告を求めるものとする。
- ② 当面は臨床診断で届出対象とするが、検査室診断の結果も保健所に報告するものとする。なお、麻しんの患者数が減少してきた場合は、報告に当たり検査室診断を必須のものとする予定であること。
- ③ 国は、日本医師会を通じて、麻しんを臨床で診断した場合には、可能な限り24時間以内に報告を行うこと及び検査室での診断を行い、その結果についても報告を行うこと等について、医師に協力を求める必要があること。
- ④ 国は、国立感染症研究所において、麻しんの流行時における自治体の手引

きの作成及び人員の派遣要請に応えられる人材養成を必要があること。

(4) 発生の予防及びまん延の防止

- ① 平成24年度までを麻しんの予防接種の対策期間に定め、定期の予防接種の対象に中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者を加えることで、2回目の定期の予防接種の機会を設けること。
- ② 国は、市町村に対し、定期の予防接種の対象者への個別の通知等、確実な接種勧奨を行うよう依頼する必要があること。
- ③ 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、定期の健康診断の機会を利用し、定期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴の確認、接種勧奨を行うものとする。
- ④ 国は、保護者同伴要件の一定条件下での緩和等、安全に配慮しつつも予防接種を受けやすい環境づくりを徹底すること。
- ⑤ 国は、ワクチン等の確保について、製造販売業者と連携を図るものとする。
- ⑥ 麻しんの定期の予防接種に用いるワクチンは、原則として麻しん風しん混合ワクチンとするものとする。
- ⑦ 麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多い医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対する予防接種の推奨を行う必要があること。また、厚生労働省は、当該推奨を行うために、日本医師会等に協力を求めること。
- ⑧ 国民の予防接種に対する正しい知識の普及啓発のため、厚生労働省は、予防接種の重要性及び副反応（特に妊娠との関係を含む。）に関し、リーフレットの作成や関係団体を通じた情報提供、報道機関を活用した広報等により、国民に対して、積極的な情報提供を行う必要があること。
- ⑨ 厚生労働省は、予防接種の際の医療事故や避け得る副反応を徹底して避けるため、地方公共団体や医療機関等の各関係団体に対し、安全対策を十分行うよう協力を依頼するものとする。

(5) 医療の提供

- ① 麻しんのように感染力が極めて強く、稀に重症化のおそれのある感染症については早期発見及び早期治療が特に重要であること。このため、国は、医師に対する情報提供及び普及啓発だけでなく、国民にも当該疾病に罹患した際の初期症状や早期に採るべき対応等について、広く周知することが望ましいこと。
- ② 国は、医師が麻しんの患者を適切に診断できるように、麻しんの流行状況等について、積極的に情報提供し、流行が懸念される地域においては、日本医師会等の関係団体と連携し、注意喚起を行う必要があること。
- ③ 国は、小児科医のみではなく、すべての医師が麻しんを診断できるように、普及啓発を行うことが重要であること。

(6) 研究開発の推進

- ① 現行の麻しんワクチンは効果の高いワクチンの一つであるとされるが、今

後の使用状況等を考慮し、国は、必要に応じて研究開発を推進していくものとする。また、これらの研究の成果を的確に評価する体制を整備し、情報公開を積極的に行うことが重要であること。

- ② 国は、予防接種歴を電子媒体に保存しておき、本人の求めに応じて定期の予防接種歴に関する情報を提供できるソフトウェアを、国立感染症研究所において開発し、希望する市町村が利用できるようにすること。

(7) 国際的な連携

- ① 国は、世界保健機関をはじめとする関係国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握等に努め、我が国の麻しん対策の充実を図っていくことが重要であること。
- ② 世界保健機関においては、2回の予防接種において、それぞれ接種率95%の達成を目標に掲げているほか、世界保健機関西太平洋地域事務局においては、2012年までに同地域からの麻しんの排除を目標に掲げており、我が国も同目標の達成のため、必要な対策を講じるものとする。

(8) 評価及び推進体制の確立

- ① 国は、「麻しん対策委員会」を設置し、施策の実施状況を毎年、評価・公表し、必要に応じて、施策の見直しを含めた積極的な対応を講じる必要があること。
- ② 都道府県は、それぞれに麻しん対策の会議を設置し、発生動向、予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進ちょく状況を評価することが望ましいこと。また、厚生労働省は、麻しん対策の会議が施策の進ちょく状況を評価するために、当該会議が学校等から必要な情報を得られるよう文部科学省に協力を求めること。
- ③ 厚生労働省は、学校の臨時休業の情報、予防接種により生じた重篤な副反応の情報等を迅速に把握するため、関係機関に協力を依頼すること。

2 施行期日

公布の日から施行するものとしたこと。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令(厚生労働一五五)
- 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(同一五六)
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(同一五七)
- 予防接種法施行規則の一部を改正する省令(同一五八)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一五九)
- (告 示)
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第一号第十三号の二に規定する指定格付機関を指定する件
- (金融庁一三二)
- 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(同一三二)

○長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(同一三三)

○信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(同一三四)

○信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(同一三五)

○労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件

(金融庁・厚生労働一六)

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(金融庁・農林水産三五)

○漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十六条第二項第二号等の規定に基づき漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(同一三六)

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件(同一三七)

○食品、添加物の規格基準の一部を改正する件(厚生労働四三三)

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件(同四三四)

○昭和五十一年労働省告示第九号(作業環境測定法施行規則の規定に基づき労働大臣の定める基準を定める件)の一部を改正する件(同四三五)

○作業環境測定基準の一部を改正する件(同四三六)

○作業環境評価基準の一部を改正する件(同四三七)

○特定化学物質障害予防規則第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同四三八)

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同四三九)

○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同四四〇)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同四四一)

○麻しんに関する特定感染症予防指針(同四四二)

(公 告)

諸 事 項

官庁

特恵関税、基本測量関係事項関係裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立大学財務・経営センター平成十八事業年度財務諸表、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会日本弁護士連合会会則中一部改正・弁護士法人規程中一部改正・弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程制定・弁護士補償制度規程(会規第四十六号)を廃止する規程制定・弁護士互助年金規程中一部改正・出産時の会費免除に関する規程制定・外国特別会員基本規程中一部改正・小規模弁護士会助成に関する規程中一部改正・情報通信等特別会計規程(会規第五十二号)を廃止する規程制定・会館特別会計規程中一部改正関係

地方公共団体

公債抽せん(東京都)、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

(特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存)

第十条 保険者は、法第二十二條及び法第二十五條の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となつた日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。

2 保険者は、前項の作成及び同項の保存に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。

（特定健康診査等に要した費用の請求）

第十一条 法第二十六條第一項の規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行つた保険者が、同項の規定により当該特定健康診査等を受けた他の保険者の加入者に対し請求することができる費用の額は、当該保険者が、当該保険者の加入者に対して行う特定健康診査等に要する費用の額を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とする。

2 法第二十六條第三項の規定により特定健康診査に要する費用として相当な額の支給を受けようとする加入者（労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた加入者又は受けることができる加入者を除く。）又は特定保健指導に要する費用として相当な額の支給を受けようとする加入者は、次の事項を記載した申請書を当該加入者が加入する保険者に提出しなければならぬ。

一 医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白のあるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証の記号及び番号

二 特定健康診査等を受けた者の氏名及び生年月日

三 特定健康診査等を実施した保険者の保険者番号及び名称

四 特定健康診査等を受けた病院、診療所その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所

五 特定健康診査を受けた年月日又は特定保健指導を受けた年月日及び期間

六 特定健康診査等に要した費用の額

前項の申請書には、同項第六号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定健康診査等に関する記録の送付)

第十二条 他の保険者の加入者に対し特定健康診査等を行つた保険者は、法第二十六條第二項の規定により当該特定健康診査等に関する記録を当該特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。）を送付する方法により行うものとする。

（他の保険者が行う記録の写しの提供）

第十三条 法第二十七條第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であつた者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であつた者の同意を得なければならぬ。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であつた者の同意を得たことが確認できたときは、この限りでない。

2 法第二十七條第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第十四条 保険者が、法第二十七條第二項の規定により加入者を使用している事業者等（法第二十一條第二項に規定する事業者等をいう。以下同じ。）又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、第二條各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2 法第二十七條第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（記録等の提供に要する費用の支払）

第十五条 他の保険者又は事業者等は、第十三條又は前条の規定により記録の写しを提供したときは、当該記録の写しの提供を求めた保険者から、現に当該記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けることができる。

(特定健康診査等の委託)

第十六条 保険者は、法第二十八條の規定により、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合においては、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効率的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならない。

2 保険者が特定健康診査及び特定保健指導の受託者に対し提供することができる情報は、第十条の規定により保存している特定健康診査及び特定保健指導に関する記録その他必要な情報とする。

3 保険者が第一項の規定により特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行うことができる者は、特定健康診査及び特定保健指導に係る情報の漏えいの防止並びに当該事務の円滑な実施を図る観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものとする。

（雑則）

第十七条 この省令に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設及び運営に関する事項、記録の保存に関する事項その他の特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な細則は、厚生労働大臣が定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（特定保健指導の実施に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第七條第一項第一号及び第八條第一項第一号中「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号中「管理栄養士」とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

○厚生労働省令第五百五十八号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十二條第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日
厚生労働大臣 舩添 要一

予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第十一條の二十七中「疾病は」の下に「麻しん」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五百五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第十一條第一項及び第十二條第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日
厚生労働大臣 舩添 要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二條中第八號を第九號とし、第七號の次に次の一号を加える。

八 麻しん

第四條第三項に次の二號を加える。

十五 風しん

十六 麻しん

第六條第一項の表第一項の項中「風しん」及び「麻しん（成人麻しんを除く。）」を削り、同表第五項の項中「成人麻しん」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第二條に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十年一月一日前に風しん若しくは麻しんの患者を診断し、又は風しん若しくは麻しんにより死亡した者の死体を検案したときに指定届出機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四條第一項に規定する指定届出機関をいう。以下同じ。）の管理者が行う届出及び当該届出を受けた当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行う報告については、この省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六條の規定は、なおその効力を有する。

○厚生労働省告示第四百三十九号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表第九中「ペグビソマント製剤」を「ペグビソマント製剤」に改める。

リブタン製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

第十第一号中「及びペグビソマント製剤」を「ペグビソマント製剤及びスマトリブタン製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

第二項に次の一号を加える。

百七 肝切除手術における画像支援ナビゲーション（原発性肝がん、肝内胆管がん、転移性肝がん又は生体肝移植ドナーに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有していること。
- (2) 日本消化器外科学会の認定する消化器外科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有していること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として一例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、常勤の医師が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 病床を二十床以上有していること。
- (6) 当該療養を実施する病棟において、看護職員の数、入院患者の数が二又はその端数を増すごとに二以上であること。
- (7) 当直体制が整備されていること。
- (8) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (9) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (10) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。

○厚生労働省告示第四百四十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十条第一項の規定に基づき、麻しんに関する特定感染症予防指針を次のように策定したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十一条第一項及び予防接種法第二十条第四項の規定により告示し、平成二十年一月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

麻しんに関する特定感染症予防指針

麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、高熱と耳後部から始まり体の下方へと広がる赤い発疹を特徴とする全身疾患である。感染力が非常に強い上、罹患すると、まれに急性脳炎を発症し、精神発達遅滞等の重篤な後遺症が残る、又は、死亡することもある。さらに、よりまれではあるが、亜急性硬化性全脳炎という特殊な脳炎を発症することがあり、この脳炎を発症した場合には、多くは知能障害や運動障害等が進行した後、数年以内に死亡する。こうした麻しんの感染力及び重篤性に並びに流行した場合に社会に与える影響等にかんがみると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人が、その予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。

我が国においては、昭和五十一年六月から予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種の対象疾病に麻しんを位置づけ、積極的に接種勧奨等を行うことにより、麻しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきた。こうした取組の結果、周期的な流行はみられるものの、麻しんの患者数は着実に減少してきたところである。また、平成十八年四月からは、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきた状況を踏まえ、それまでの一回の接種から二回の接種へと移行し、より確実な免疫の獲得を図っている。しかし、平成十九年に十代及び二十代を中心とした年齢層で麻しんが大流行し、高等学校や大学において休業等の措置がとられ、また、麻しんのワクチンや検査キットの確保が困難になるなど、大きな混乱が生じた。こうした事態を受け、麻しん対策の更なる強化が求められている。

一方、麻しんを取り巻く世界の状況に目を向けると、世界保健機関西太平洋地域事務局は、平成二十四年（二千二十二年）までに麻しんの排除（国外で感染した者が国内で発症する場合を除き、麻しんの診断例が一年間に人口百万人当たり一例未満であり、かつ、ウイルスの伝播が継続しない状態にあること）をいう。以下同じ。）を達成するという目標を掲げており、我が国を含め、世界保健機関西太平洋地域事務局管内の各国は、目標の達成に向けた対策を求められているところである。なお、平成十九年（二千十七年）現在、南北アメリカ大陸や大韓民国においては、既に麻しんの排除を達成したと宣言している。

本指針はこのような状況を受け、平成二十四年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標とし、そのために、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策についての新たな方向性を示したものである。

本指針については、麻しんの発生動向、麻しんの治療等に関する科学的知見、本指針の進捗よく状況に関する評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 目標

平成二十四年度までに麻しんの排除を達成し、かつ、その後も麻しんの排除の状態を維持することを目標とする。

第二 原因の究明

一 基本的考え方

国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）においては、麻しんについての情報の収集及び分析を進めていくとともに、発生原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向の調査を行うていくことが重要である。

二 麻しんの発生動向の調査及び対策の実施

麻しんの発生動向の調査については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十二条に基づく医師の届出により、国内で発生したすべての症例を把握するものとする。

三 麻しんの届出基準

麻しんを診断した医師の届出については、当面は臨床での診断をもって届出の判断材料とすることを継続するが、検査室での診断を行った場合には、その結果についても保健所に報告を求めるものとする。なお、我が国における麻しん患者の発生数が一定数以下になつた場合には、類似の症状の疾病から麻しんを正確に見分けるためには、病原体を確認することが不可欠であることから、原則として検査室での診断で麻しんと診断した症例のみの報告を求めるものとする。

四 日本医師会との協力

国は、日本医師会を通じて、医師に対し、麻しんを臨床で診断した場合には、可能な限り二十四時間以内に法第十二条に基づく報告を行うこと及び臨床で診断した場合にも検査室での診断を行い、その結果についても、保健所に報告することを依頼するものとする。また、麻しんの診断例の届出に際して、患者の予防接種歴も併せて報告するように依頼するものとする。

五 麻しん発生時の迅速な対応

国は、麻しんの患者が発生した場合に都道府県等が法第十五条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施できるよう、国立感染症研究所において、当該調査の実務上の手順等を示した手引きの作成や職員の派遣要請に応えられる人材の養成を行う必要がある。

第三 発生予防及びまん延の防止

一 平成十九年の流行の原因分析

平成十九年に、十代及び二十代の年齢層を中心として麻しんが流行した主な原因は、当該年齢層の者が、麻しんの予防接種を一回も受けていなかった、あるいは、一回は受けたものの免疫が獲得できなかった者が一定程度いたからであると考えられている。麻しんの予防接種を一回のみ受けた者の中には、接種したものの免疫を獲得できなかった者が接種者の五パーセント弱存在し、また、一度は免疫を獲得したものの、麻しん患者が減少していることから、自然感染による免疫増強効果を得づらい環境下で、発症の予防には不十分な免疫しか保有していない状態となっていた者も存在する。こうした、麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が就学等により集団生活をする環境下に一定程度いたため、高等学校や大学等において麻しんの感染が拡大していったと考えられている。

二 基本的考え方

感染力が非常に強く一度発生するとそのまん延の防止が非常に困難である麻しんの対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。平成十九年の流行の原因分析にかんがみると、麻しんの流行を二度と起こさないようにするためには、麻しんの予防接種を一回しか受けていない者であって、就学等により集団生活をする環境下にあるものに對し、二

回目の予防接種を受ける機会を設けることや、そうした環境にない者に対しても幅広く麻しんの性質等を伝え、予防接種を行うよう働きかけることが必要である。

三 予防接種法に基づく予防接種の一層の充実

1 国は、平成二十年度からの五年間を麻しんの排除のための対策期間（以下「対策期間」という。）と定め、生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者及び小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある五歳以上七歳未満の者に対し実施している予防接種法第三条に基づく予防接種（以下「定期の予防接種」という。）の対象者が、中学一年生と高校三年生に相当する年齢の者（麻しん及び風しんに既に罹患したことが確定した者及びそれぞれの予防接種を二回接種した者を除く。）を時限的に追加するものとする。また、これらの者は、就学していることが多く想定されることから、学年単位での効果的な接種勧奨が可能となるよう、接種期間を年度でとらえるものとし、かつ少しでも早い免疫の獲得と複数回の接種勧奨を行う時間的な余裕を残すため、年度当初の四月から六月までの三月間に、特に積極的な勧奨を行うものとする。

2 国は、定期の予防接種の実施主体である市町村に対し、確実に予防接種が行われるよう、積極的に協力を求めていく必要がある。具体的には、市町村に対し、高等学校に通っていない者を含む定期の予防接種の対象者への個別の通知による確実な接種勧奨を行うよう依頼するほか、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該健康診査及び健康診断の受診者に罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に接種勧奨を行うよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。

3 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、

就学時健診及び学校保健法第六条に規定する健康診断（以下「学校での定期健康診断」という。）の機会を利用して、定期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に接種勧奨を行うものとする。また、当該接種勧奨後に、定期の予防接種を受けたかどうかの確認を行い、必要があれば、再度の接種勧奨を行うものとする。

4 国は、右記以外にも、定期の予防接種を受けやすい環境づくりを徹底しなくてはならない。定期の予防接種の際には、原則、保護者の同伴を求めているが、対策期間中に時限的に追加する中学一年生及び高校三年生に相当する年齢の者に対する定期の予防接種（以下「補足的接種」という。）に限っては、事前に保護者に対し予防接種の効果及び副反応等についての十分な情報提供を行い、書面で保護者の了承を得ること及び当該書面とは別に予診票に保護者の署名を得ることを条件に、保護者の同伴を例外的に不要とすることも可能である。また、定期の予防接種は、原則、診療所等で個別に行うものとするが、国が、応急治療措置、救急搬送措置等について安全面で遵守すべき事項を別途定め、学校医等と連携をとることにより、中学校及び高等学校等で定期の予防接種を実施することも可能である。

さらに、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小児科医会及び日本小児保健協会等に対し、定期の予防接種が円滑に行われるよう協力を求めるものとする。

5 国は、平成十九年の麻しん流行時にワクチンや検査キットの確保が困難となった事例にかんがみ、補足的接種を含む定期の予防接種に必要なワクチン及び試薬類の生産について、製造販売業者と引き続き連携を図るものとする。なお、麻しんの補足的接種に用いるワクチンは、その対象としない世代には風しんに対する免疫を保有していない者が一定程度おり、流行を阻止でき

ない可能性が指摘されていることから、風しん対策の観点も考慮し、原則として、麻しん風しん混合ワクチンとするものとする。

四 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。

2 厚生労働省は、日本医師会等の関係団体に協力を求め、医療関係者の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

3 厚生労働省は、児童福祉施設等において行われる労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条に規定する健康診断の機会を利用して、当該施設等の職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

4 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校保健法第八条に規定する健康診断等の機会を利用して、学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する可能性がある実習があることを説明し、当該学生及び生徒の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対する予防接種を推奨するものとする。

五 その他必要な措置

1 厚生労働省は、関係機関と連携し、予防接種の重要性並びに副反応を防止するため、に注意すべき事項及びワクチンを使用する予防接種という行為上避けられない起こりうる副反応、特に妊娠中の接種による胎児への影響等に関し、積極的な情報提供を行うものとする。また、国民に対する情報提供としては、リーフレット等の作成や報道機関を活用した広報等を積極的に行う必要がある。

2 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校の管理者に対し、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査及び学校での定期健康診断の機会を利用して、学校等の入園年次及び入学年次にある者の罹患歴及び予防接種履歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

3 厚生労働省は、保育所等の児童福祉施設等や職業訓練施設等の管理者に対し、入所及び入学の機会を利用して、保育所等の児童福祉施設等において集団生活を行う者及び職業訓練施設等における訓練生の罹患歴及び予防接種履歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

4 厚生労働省は、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小児科医会、日本内科学会及び日本小児保健協会等の学会等に対し、初診の患者の罹患歴及び予防接種履歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない場合、疾病としての麻しんについての情報及び麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

5 厚生労働省は、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、外国へ渡航する者に、国内の麻しんの発生状況、外国で麻しんを発症した場合の影響等についての情報提供

を行うよう依頼するものとする。また、文部科学省に協力を求め、学校で外国へ修学旅行する際に、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

6 厚生労働省は、定期の予防接種を積極的

第四

一 基本的な考え方

麻しんのような感染力が極めて強く、重症化のおそれのある感染症については、早期発見及び早期治療が、特に重要である。このため、国は、麻しんの患者を適切に診断できるよう、医師に必要な情報提供を行うとともに、国民にも当該疾病に感染した際の初期症状や早期にとるべき対応等について周知していくことが望ましい。

二 医療関係者に対する普及啓発

国は、麻しんの患者を医師が適切に診断できるよう、医師に対し、麻しんの流行状況等について積極的に情報提供するものとし、特に、流行が懸念される地域においては、日本医師会等の関係団体と連携し、医療関係者に対して注意喚起を行う必要がある。さらに、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきたことに伴って、麻しんが小児特有の疾患でなくなつたことにかんがみ、小児科医のみではなく、すべての医師が麻しん患者を診断できるよう、積極的な普及啓発を行うことが重要である。

第五 研究開発の推進

一 基本的考え方

麻しんの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のための対策を実施し、良質かつ適切な医療を提供するためには、麻しんに対する最新の知見を集積し、ワクチン、治療薬等の研究開発を促進していくことが重要である。また、麻しんの定期の予防接種を円滑に実施するため、定期の予防接種履歴の確認を容易にするシステムの整備を推進していく必要がある。

二 臨床における研究開発の推進

より免疫獲得の効果が高く、かつ、より副反応の少ないワクチンを開発することは、国民の予防接種に対する信頼を確保するために最も重要なことである。現行の麻しんのワクチンは効果の高いワクチンの一つであると考えられているが、国は、今後の使用状況等を考慮し、必要に応じて研究開発を推進していくものとし、その際には、迅速な研究成果の反映のため、当該研究の成果を的確に評価する体制をつくるとともに、国民や医療関係者に対して、情報公開を積極的に行うことが重要である。

三 情報管理における研究開発の推進

国は、予防接種の受け忘れ等により麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が増加する事態を避けるため、国民それぞれが自らの定期の予防接種履歴を容易に確認することができる環境づくりを推進していく必要がある。そのため、本人の求めに応じて定期の予防接種履歴に関する情報を提供できるよう、市町村が定期の予防接種履歴を電子媒体で管理することが可能であり、かつ、容易に定期の予防接種履歴に関する情報を提供できるようなソフトウェアを、国立感染症研究所において開発し、提供し、及びその利用を促すものとする。

第六 国際的な連携

一 基本的考え方

国は、世界保健機関をはじめ、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しんの排除の達成国の施策の研究等に努め、我が国の麻しん対策の充実を図っていくことが重要である。

二 国際機関で定める目標の達成

世界保健機関においては、二回の予防接種において、それぞれの接種率が九十五%以上となることの達成を目標に掲げているほか、世界保健機関西太平洋地域事務局においては、平成二十四年（二十二年）には同地域から麻しんの排除を達成することを目標に掲げており、我が国も本指針に基づき、麻しん対策の充実を図ることにより、その目標の達成に向けて取り組むものとする。

第七 評価及び推進体制の確立

一 基本的考え方

麻しんの排除を達成するためには、当該施策が有効に機能しているかの確認を行う評価体制の確立が不可欠である。国は、定期の予防接種の実施主体である市町村等と連携し、予防接種の実施状況についての情報収集を行い、その情報を基にして関係機関へ協力を要請し、当該施策の進捗よく状況によつては、本指針に定める施策の見直しも含めた積極的な対応を講じる必要がある。

二 麻しん対策委員会の設置

国は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体の担当者、ワクチン製造業者及び学校関係者からなる「麻しん対策委員会」を設置し、麻しん対策委員会は、平成二十一年度以降毎年度、本指針に定める施策の実施状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて当該施策の見直しについて提言を行うものとする。

三 都道府県における麻しん対策の会議の設置

1 都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、学校関係者等と協働して、麻しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗よく状況を評価するものとする。

2 厚生労働省は、麻しん対策の会議が定期

の予防接種の実施状況を評価するため、文部科学省に対し、学校が把握する幼児、児童及び生徒の定期の予防接種の接種率に関する情報を麻しん対策の会議に提供するよう協力を依頼するものとする。

四 関係機関との連携

1 厚生労働省は、迅速に麻しんの定期の予防接種の接種率を把握するため、都道府県知事に対し、情報提供を依頼するものとする。また、学校保健法第十三条に基づく学校の臨時休業の情報を随時把握するため、文部科学省に対し、情報提供を依頼するものとする。

2 厚生労働省は、予防接種により副反応が生じた際に行われている報告体制を充実させ、重篤な副反応の事例は、速やかに国及び麻しん対策の会議等に報告される仕組みを構築するものとする。

官報原稿印刷誤り

本日、官報掲載されました麻しんに関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示第442号）に誤りがあり、今後、以下の修正が官報に掲載されます。

○ P 2 1 上から二段目後ろから八行目

【誤】

【正】

「健康診断の受診者にに罹患歴及び」 → 「健康診断の受診者のの罹患歴及び」

○ P 2 2 最上段十五行目から十六行目

【誤】

【正】

「学校等の入園年次及び入学年次」 → 「学校の入園年次及び入学年次」